

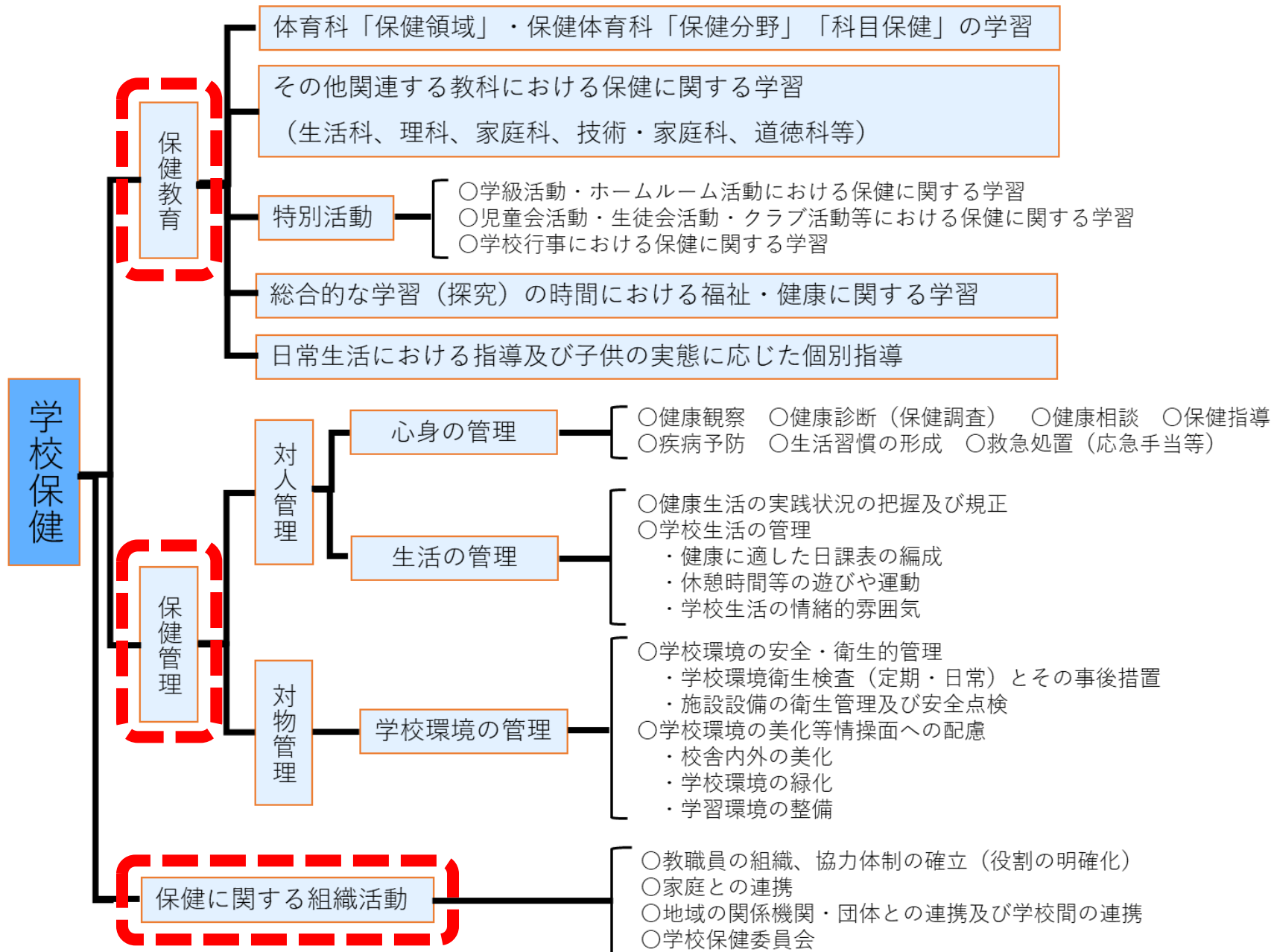
令和8年度 埼玉県「性に関する指導」指導者研修会

令和8年8月4日（火）



教育局県立学校部保健体育課
指導主事 佐野 秀行

〈学校保健の領域・内容〉（参考例）





I	学校における保健教育の必要性	P. 1
II	学習指導要領(体育・保健体育)の考え方	P.11
III	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	P.21
IV	授業づくりのポイント	P.30
V	学習指導要領に基づく指導と評価	P.43
VI	領域ごとの指導内容	P.70
VII	指導事例	P.83
VIII	参考文献等	P.115

- 性に関する指導のポイントは？
- 体育・保健体育における性に関する指導の内容は？
- 性に関する指導に関する「はどめ規定」とは？
- その捉え方は？
- 発展的な内容を教えてもいいの？
- 性に関する指導における外部講師の活用については？
- 性に関する指導のポイント

性に関する指導のポイント

VI 領域ごとの指導内容

VI 領域ごとの指導内容

1 性に関する指導

VI-1-Q1

○性に関する指導のポイントは？

A-1. 学校における性に関する指導は、教育課程において実施されることから、学習指導要領に基づいて行うことが重要である。その指導は、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導することが大切であり、現在の性に関する指導の基本的な考え方は、平成20年1月の中央教育審議会答申によるところが大きい。（改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き 文部科学省）

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）（平成20年1月17日）

（心身の成長発達についての正しい理解）

○学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要がある、そのためには、子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。

○このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連づけて指導することが重要である。

また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中央教育審議会、平成28年12月21日）

（健康・安全・食に関する資質・能力）

○（略）とりわけ近年では、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。このため、子供たちが、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。

○また、第8章において述べるように、子供たちの発達を支えるためには、主に集団の場面で、あらかじめ適切な時期・場面に必要な指導・援助を行うガイダンスに加えて、主に個別指導により、個々の子供が抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要であり、こうした視点に立って、一人一人の発達の特性等に応じた個別指導を充実させていくことも重要になる。

A-2. 学校における性に関する指導に当たっては、次の配慮事項がとて重要になります。

- ・発達の段階を踏まえること
- ・学校全体で共通理解を図ること
- ・保護者の理解を得ること



P.70参照

キーワード

- ・学習指導要領に基づいて行う
- ・児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにする
- ・性に関する情報等を正しく選択
- ・学校教育活動全体を通じて指導する
- ・学校全体で共通理解を図る
- ・発達の段階を踏まえる
- ・保護者や地域の理解を得る
- ・集団指導と個別指導の連携を密に
- ・集団の場面（ガイダンス）と、個別指導（カウンセリング）

保健教育指導参考資料 なるほど！保健の授業づくり 一令和4年度発行一
令和5年3月 埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会

性に関する指導のポイント

性に関する指導のポイント

- ◇児童生徒の実態に応じた性に関する指導の全体計画等を作成し、学校全体で共通理解を図りながら指導を行うこと。
- ◇体育科・保健体育科の学習指導要領には、小・中・高等学校のそれぞれの発達段階に応じた性に関する指導の内容が示されていることから、それらを確実に指導すること。
- ◇授業参観や学校公開日等で授業を公開したり、学年だより等で情報を提供したりするなど、保護者や地域の理解を得ること。
- ◇各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしながら、体育科・保健体育科における保健の学習との関連を図ること。
- ◇子供たちの心身の発育・発達には個人差があることから、全てを集団指導で教えるのではなく、集団指導で教える内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらの連携を密にして効果的に指導すること。



P.76参照

学習指導要領とは

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。「学習指導要領」では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。また、これとは別に、学校教育法施行規則で、例えば小・中学校の教科等の年間の標準授業時数等が定められています。各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程(カリキュラム)を編成しています。

(文部科学省HPより)

小学校 体育科 保健領域

(2)体の発育・発達〈第4学年〉

ア 体の発育・発達について理解すること

(イ) 体は，思春期になると次第に大人の体に近づき，体つきが変わったり，初経，精通などが起こったりすること。また，異性への関心が芽生えること

【小学校学習指導要領(H29)より抜粋】

ア 知識 (イ) 思春期の体の変化

⑦ 思春期には，体つきに変化が起こり，人によって違いがあるものの，男子はがっしりした体つきに，女子は丸みのある体つきになるなど，男女の特徴が現れることを理解できるようにする。

⑧ 思春期には，初経，精通，変声，発毛が起こり，また，異性への関心も芽生えることについて理解できるようにする。さらに，これらは，個人差があるものの，大人の体に近づく現象であることを理解できるようにする。

なお，指導に当たっては，発達の段階を踏まえること，学校全体で共通理解を図ること，保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

中学校 保健体育科 保健分野

(2)心身の機能の発達と心の健康〈第1学年〉

心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。

(イ) 思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。

【内容の取扱い】

妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、**受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする**。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。

【中学校学習指導要領(H29)より抜粋】

中学校 保健体育科 保健分野

(2) 心身の発達と心の健康〈第1学年〉

(1) 生殖に関わる機能の成熟

思春期には、下垂体から分泌される性腺刺激ホルモンの働きにより生殖器の発育とともに生殖機能が発達し、男子では射精、女子では月経が見られ、妊娠が可能となることを理解できるようにする。また、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、個人差はあるものの、性衝動が生じたり、異性への関心などが高まったりすることなどから、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるようにする。

なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

【中学校学習指導要領解説 保健体育編(H29)より抜粋】

中学校 保健体育科 保健分野

(1) 健康な生活と疾病の予防〈第3学年〉

健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

(オ) 感染症は、病原体が主な要因となって発生すること。また、感染症の多くは、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること。

【内容の取扱い】

後天性免疫不全症候群(エイズ)及び性感染症についても取り扱うものとする。

【中学校学習指導要領(H29)より抜粋】

中学校 保健体育科 保健分野

(1) 健康な生活と疾病の予防〈第3学年〉

(オ) 感染症の予防

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

① エイズ及び性感染症の予防

エイズ及び性感染症の増加傾向と青少年の感染が社会問題になっていることから、それらの疾病概念や感染経路について理解できるようにする。また、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身に付ける必要があることを理解できるようにする。例えば、エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルス(HIV)であり、その主な感染経路は性的接触であることから、感染を予防するには性的接触をしないこと、コンドームを使うことなどが有効であることにも触れるようにする。

なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

【中学校学習指導要領解説 保健体育編(H29)より抜粋】

高等学校 保健体育科 科目保健

(1) 現代社会と健康〈入学年次又はその次の年次〉

現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 現代の感染症とその予防

感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いがみられること。その予防には、個人の取組及び社会的な対策を行う必要があること。

【高等学校学習指導要領(H30)より抜粋】

高等学校 保健体育科 科目保健

(1) 現代社会と健康〈入学年次又はその次の年次〉

(イ) 現代の感染症とその予防

感染症は、時代や地域によって自然環境や社会環境の影響を受け、発生や流行に違いが見られることを理解できるようにする。その際、交通網の発達により短時間で広がりやすくなっていること、また、新たな病原体の出現、感染症に対する社会の意識の変化等によって、腸管出血性大腸菌(O157等)感染症、結核などの新興感染症や再興感染症の発生や流行が見られることを理解できるようにする。

また、感染症のリスクを軽減し予防するには、衛生的な環境の整備や検疫、正しい情報の発信、予防接種の普及など社会的な対策とともに、それらを前提とした個人の取組が必要であることを理解できるようにする。その際、エイズ及び性感染症についても、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について理解できるようにする。

高等学校 保健体育科 科目保健

(3)生涯を通じる健康〈入学年次又はその次の年次〉

生涯を通じる健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 生涯を通じる健康について理解を深めること。

(ア)生涯の各段階における健康

生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること。

【内容の取扱い】

思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。

【高等学校学習指導要領(H30)より抜粋】

高等学校 保健体育科 科目保健

(3)生涯を通じる健康〈入学年次又はその次の年次〉

(ア)生涯の各段階における健康

① 思春期と健康

思春期における心身の発達や性的成熟に伴う身体面、心理面、行動面などの変化に関わり、健康課題が生じることがあることを理解できるようにする。その際、これらの変化に対応して、自分の行動への責任感や異性を理解したり尊重したりする態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処が必要であることを理解できるようにする。

なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

【高等学校学習指導要領解説 保健体育編(H30)より抜粋】

高等学校 保健体育科 科目保健

(3)生涯を通じる健康〈入学年次又はその次の年次〉

(ア)生涯の各段階における健康

① 結婚生活と健康

結婚生活について、心身の発達や健康の保持増進の観点から理解できるようにする。その際、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題について理解できるようにするとともに、健康課題には年齢や生活習慣などが関わることについて理解できるようにする。また、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについても理解できるようにする。また、結婚生活を健康に過ごすには、自他の健康に対する責任感、良好な人間関係や家族や周りの人からの支援、及び母子の健康診査の利用や保健相談などの様々な保健・医療サービスの活用が必要であることを理解できるようにする。

なお、妊娠のしやすさを含む男女それぞれの生殖に関わる機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。

【高等学校学習指導要領解説 保健体育編(H30)より抜粋】

学級活動の内容（小学校）

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 基本的な生活習慣の形成

身の回りの整理や挨拶などの基本的な生活習慣を身に付け、節度ある生活にすること。

イ よりよい人間関係の形成

学級や学校の生活において互いのよさを見付け、違いを尊重し合い、仲よくしたり信頼し合ったりして生活すること。

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。

* 小学校学習指導要領（平成29年告示）より抜粋

学級活動の内容（小学校）

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

（略）…心身ともに健康で安全な生活態度の形成は，教育活動全体を通して総合的に推進するものであるが，学級活動においてもその特質を踏まえて取り上げる必要がある。（略）また，授業時数に限りがあることから，学級活動「(2) ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成」については，体育科，家庭科はもとより，各教科，総合的な学習の時間等とも関連を図りながら指導することが大切である。

保健に関する指導としては，心身の発育・発達，心身の健康を高める生活，健康と環境との関わり，病気の予防，心の健康などがある。これらの題材を通して，（略）身近な生活における健康上の問題を見付け，自分で判断し，処理する力や，心身の健康を保持増進する態度を養う。さらに，性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど，児童を取り巻く環境が大きく変化している。（略）現在及び生涯にわたって心身の健康を自分のものとして保持し，健康で安全な生活を送ることができるよう，必要な情報を児童が自ら収集し，よりよく判断し行動する力を育むことが重要である。

なお，心身の発育・発達に関する指導に当たっては，発達の段階を踏まえ，学校全体の共通理解を図るとともに，家庭の理解を得ることなどに配慮する必要がある。また内容によっては，養護教諭などの協力を得て指導に当たる必要がある。

学級活動の内容（中学校）

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重，よりよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重し，互いのよさや可能性を発揮しながらよりよい集団生活をつくること。

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに，共に協力し尊重し合い，充実した生活づくりに参画すること。

ウ 思春期の不安や悩みの解決，性的な発達への対応

心や体に関する正しい理解を基に，適切な行動をとり，悩みや不安に向き合い乗り越えようとする事。

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや，事件や事故，災害等から身を守り安全に行動すること。

オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら，成長や健康管理を意識するなど，望ましい食習慣の形成を図るとともに，食事を通して人間関係をよりよくすること。

＊ 中学校学習指導要領（平成29年告示）より抜粋

学級活動の内容（中学校）

イ 男女相互の理解と協力

（略）…具体的には、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方などの題材を設定し、アンケートやインタビューを基にしたり、新聞やテレビ等の資料を参考にしたりして、話し合うなど活動の工夫を行うことが考えられる。

また、社会科、保健体育科、技術・家庭科、道徳科などの学習とも関連させ、共に充実した学校生活を築くような主体的な意識や態度を育成するとともに、家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係の在り方などについても、幅広く考えていくことが大切である。

なお、この内容については、性に関する指導との関連を図ることが重要であり、内容項目のウとして挙げている「性的な発達への対応」とも関連付けて、生徒の発達の段階や実態、心身の発育・発達における個人差などにも留意して、適時、適切な指導を行うことが必要である。加えて、生徒の発達の段階を踏まえることや教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが求められるところであり、適切な対応が必要である。

学級活動の内容（中学校）

ウ 思春期の不安や悩みの解決，性的な発達への対応

（略）…具体的な活動の工夫として，自分が不安に感じること，悩みやその解決方法，身近な人の青年時代等の題材を設定し，生徒が自由に話し合ったり，先輩や身近な大人にインタビューして発表したり話し合ったりするなど様々な方法が考えられる。また，思春期の心と体の発育・発達，性情報への対応や性の逸脱行動に関すること，エイズや性感染症などの予防に関すること，友情と恋愛と結婚などについての題材を設定し，資料をもとにした話合いや，専門家の講話を聞くといった活動が考えられる。なお，保健体育（保健分野）をはじめとした各教科，道徳科等の学習との関連，学級活動の他の活動との関連について学校全体で共通理解した上で，教育の内容や方法について保護者の理解を得ることが重要である。

また，思春期の心と体の発達や性については，個々の生徒の発達の段階や置かれた状況の差異が大きいことから，事前に，教職員が，集団指導と個別指導の内容を整理しておくなど計画性をもって実施する必要がある。また，指導の効果を高めるため養護教諭やスクール・カウンセラーなどの専門的な助言や協力を得ながら指導することも大切である。

ホームルーム活動の内容(高等学校)

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重, よりよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重し, 互いのよさや可能性を発揮し, コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること。

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに, 共に協力し尊重し合い, 充実した生活づくりに参画すること。

ウ 国際理解と国際交流の推進

我が国と他国の文化や生活習慣などについて理解し, よりよい交流の在り方を考えるなど, 共に尊重し合い, 主体的に国際社会に生きる日本人としての在り方生き方を探求しようとする事。

エ 青年期の悩みや課題とその解決

心や体に関する正しい理解を基に, 適切な行動をとり, 悩みや不安に向き合い乗り越えようとする事。

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや, 事件や事故, 災害等から身を守り安全に行動すること。

* 高等学校学習指導要領(平成30年告示)より抜粋

ホームルーム活動の内容(高等学校)

イ 男女相互の理解と協力

(略)…高校生の時期は、身体的にほぼ成熟し、男女それぞれの性的な特徴が明確になってくる。それにつれて、異性への関心も高まり、異性との交友を望むようになり、意識する異性の対象がかなり特定化される傾向も強まってくる。(略)具体的には、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方などの題材を設定し、アンケートやインタビューを基にしたり、新聞やテレビ等の資料を参考にしたりして、話し合うなど活動の工夫を行うことが考えられる。

なお、「男女相互の理解と協力」については、性に関する指導との関連を図ることが大切である。性に関する指導については、青少年の性意識の変化、性モラルの低下などが指摘されていることを十分に考慮し、特別活動全体を通して行う人間としての在り方生き方に関する指導との関連を重視するとともに、特に、保健体育科の「保健」との関連を図り、心身の発育・発達における個人差にも留意して、生徒の実態に基づいた指導を行うことが大切である。

ホームルーム活動の内容(高等学校)

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

(略)…また、性に対する正しい理解を基盤に、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動がとれるように指導することも大切であり、性的情報の氾濫する現代社会において、自己の行動に責任をもって生きることの大切さや、人間尊重の精神に基づく男女相互のよりよい人間関係の在り方などと結び付けて指導していくことが重要である。

(略)…具体的な活動の工夫としては、(略)性情報への対応や性の逸脱行動に関すること、エイズや性感染症などの予防に関すること、(略)などに関する題材を設定するとともに、科学的なデータ等を生徒自身が活用しながらこれらの問題を自分事として捉え、意見を交換できるような話合いや討論、実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を用いて展開していくことが考えられる。

(略)内容によっては、養護教諭や関係団体などの協力を得ながら指導することも大切である。

小学校・中学校・高等学校の保健の学習内容

小学校(保健領域)	中学校(保健分野)	高等学校(科目保健)
「健康な生活」(3年) ・健康な生活 ・1日の生活の仕方 ・身の回りの環境 「体の発育・発達」(4年) ・体の発育・発達 ・思春期の体の変化 ・体をよりよく発育・発達させるための生活 「心の健康」(5年) ・心の発達 ・心と体との密接な関係 ・不安や悩みへの対処 「けがの防止」(5年) ・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止 ・けがの手当 「病気の予防」(6年) ・病気の起こり方 ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防 ・生活行動が主な要因となって起こる病気の予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・地域の様々な保健活動の取組	「健康な生活と疾病の予防」 (1. 2. 3年) ・健康の成り立ちと疾病の発生要因 ・生活習慣と健康 ・生活習慣病などの予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・感染症の予防 ・個人の健康を守る社会の取組 「心身の機能の発達と 心の健康」(1年) ・身体機能の発達と個人差 ・生殖に関わる機能の成熟と適切な行動 ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康 「傷害の防止」(2年) ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 ・交通事故などによる傷害の防止 ・自然災害による傷害の防止 ・応急手当 「健康と環境」(3年) ・身体の環境に対する適応能力・至適範囲 ・飲料水や空気の衛生的管理 ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理	「現代社会と健康」 ・健康の考え方 ・現代の感染症とその予防 ・生活習慣病などの予防と回復 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・精神疾患の予防と回復 「安全な社会生活」 ・安全な社会づくり ・応急手当 「生涯を通じる健康」 ・生涯の各段階における健康 ・労働と健康 「健康を支える環境づくり」 ・環境と健康 ・食品と健康 ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関 ・様々な保健活動や社会的対策 ・健康に関する環境づくりと社会参加 (原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修)

小学校体育科 保健領域 各学年の内容 (時数の目安) ※単元設定例

内容のまとめ

 「性に関する指導」の内容

3年	4年	5年	6年
健康な生活 (4時間)	体の発育 ・発達 (4時間)	心の健康 (4時間) けがの防止 (4時間)	病気の予防 (8時間)

2学年間で8時間程度

2学年間で16時間程度

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料小学校 体育
(文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 令和2年3月)

中学校保健体育科 保健分野 各学年の内容 (時数の目安) ※単元設定例

内容のまとめ

「性に関する指導」の内容

1年(16時間)

- 健康な生活と疾病の予防
 - ・健康の成り立ちと疾病の発生要因／生活習慣と健康 (4時間)

- 心身の機能の発達と心の健康
 - ・心身の機能の発達 (6時間)
 - ・心の健康 (6時間)

2年(16時間)

- 健康な生活と疾病の予防
 - ・生活習慣病などの予防 (4時間)
 - ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 (4時間)

- 傷害の防止
 - ・傷害の防止 (8時間)

3年(16時間)

- 健康な生活と疾病の予防
 - ・感染症の予防 (4時間)
 - ・健康を守る社会の取組 (4時間)

- 健康と環境
 - ・健康と環境 (8時間)

3学年間で48時間程度

高等学校保健体育科 科目保健 各学年の内容 (時数の目安) ※単元設定例

内容のまとめ

入学年次(35時間)

○現代社会と健康

- ・健康の考え方……………(4時間)
- ・現代の感染症とその予防……………(5時間)
- ・生活習慣病などの予防と回復…(4時間)
- ・喫煙, 飲酒, 薬物乱用と健康…(7時間)
- ・精神疾患の予防と回復……………(4時間)

○安全な社会生活

- ・安全な社会づくり……………(5時間)
- ・応急手当……………(6時間)

その次の年次(35時間)

○生涯を通じる健康

- ・生涯の各段階における健康……(7時間)
- ・労働と健康……………(4時間)

○健康を支える環境づくり

- ・環境と健康……………(5時間)
- ・食品と健康……………(5時間)
- ・保健・医療生徒及び地域の保健・
医療機関……………(6時間)
- ・様々な保健活動や社会的対策…(3時間)
- ・健康に関する環境づくりと社会参加
……………(5時間)

「性に関する指導」の内容

2学年間で70単位時間程度

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料高等学校 保健体育
(文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 令和3年8月)

性に関する指導に関連する いわゆる「はどめ規定」

VI-1-Q3

○性に関する指導に関連する「はどめ規定」とは？その捉え方は？

A. 中学校第1学年の保健で扱う「(2) 心身の機能の発達と心の健康 (イ) 生殖に関わる機能の成熟」に関する内容の取扱いでは、「(略) 妊娠の経過は取り扱わないものとする。(略)」という、いわゆる「はどめ規定」があります。

これは、この内容を学習する際には、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。」とされており、第1学年の「生殖に関わる機能の成熟」の学習では取り扱わないという捉えとなります。



P.71参照

※他に小学校理科第5学年で扱う「B 生命・地球 (2)動物の誕生 (イ)人は、母体内で成長して生まれること。」に関する内容の取扱いに「(略) 人の受精に至る過程は取り扱わないものとする。」もあります。

性に関する指導に関連する いわゆる「はどめ規定」

平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申では、学習指導要領の「**基準性**」を整理するとともに、「**加えて指導すること**」、さらには、「**創意工夫を生かした特色ある教育活動が展開可能な裁量と責任を有している。**」ことが示されています。

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）中央教育審議会答申（平成 20 年 1 月）

6. 教育課程の基本的な枠組み

（5）教育課程編成・実施に関する各学校の責任と現場主義の重視

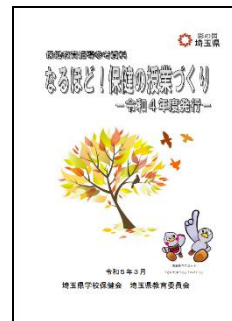
○ これまで述べてきたとおり、学習指導要領は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持・向上のために、すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準であり、具体的には、**各教科等の目標やおおまかな内容を定めている（学習指導要領の「基準性」）**。さらに、平成 15 年の学習指導要領の一部改正により、この「**基準性**」を踏まえ、**各学校は子どもたちの実態に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができる**ことが明確になった。

このように、各学校は、大綱的な基準であるこの学習指導要領に従い、**地域や学校の実態、子どもたちの心身の発達段階や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動が展開可能な裁量と責任を有している。**

（「はどめ規定」の見直し）

○ 今回の学習指導要領改訂に当たっては、このように各学校がそれぞれの創意工夫を生かした特色ある授業を実施できることが更に明確になるように、学習指導要領の記述を見直すことが求められる。

具体的には、現行学習指導要領において、「**（…の）事項は扱わないものとする**」等と定める、いわゆる「**はどめ規定**」は、これらの発展的な内容を教えてはならないという趣旨ではなく、**すべての子どもに共通に指導すべき事項ではないという趣旨**であるが、この点の周知が不十分であり、趣旨が分かりにくいため、記述の仕方を改める必要がある。

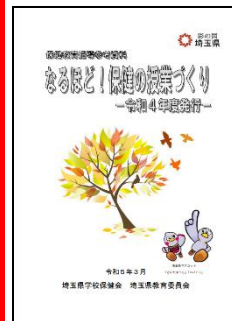


P.72参照

性に関する指導に関連する いわゆる「はどめ規定」

また、学習指導要領の総則には、学校において特に必要がある場合には、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができるという趣旨の記載があり、併せて、各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱しないこと、児童生徒の負担過重とならないようにしなければならないという記載があります。

このことについては、全ての子供に共通に指導（集団指導）するべきか、個々の子供が抱える課題の解決に向けた指導（個別指導）とするべきかの判断も重要です。



P.72参照

○中学校学習指導要領（平成 29 年告示）

第 1 章 総則

第 2 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

小学校・高等学校にも同様の記載があります。

イ 学校において特に必要がある場合には、第 2 章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第 2 章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第 2 章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

発展的な内容を教えてよいのか

VI-1-Q4

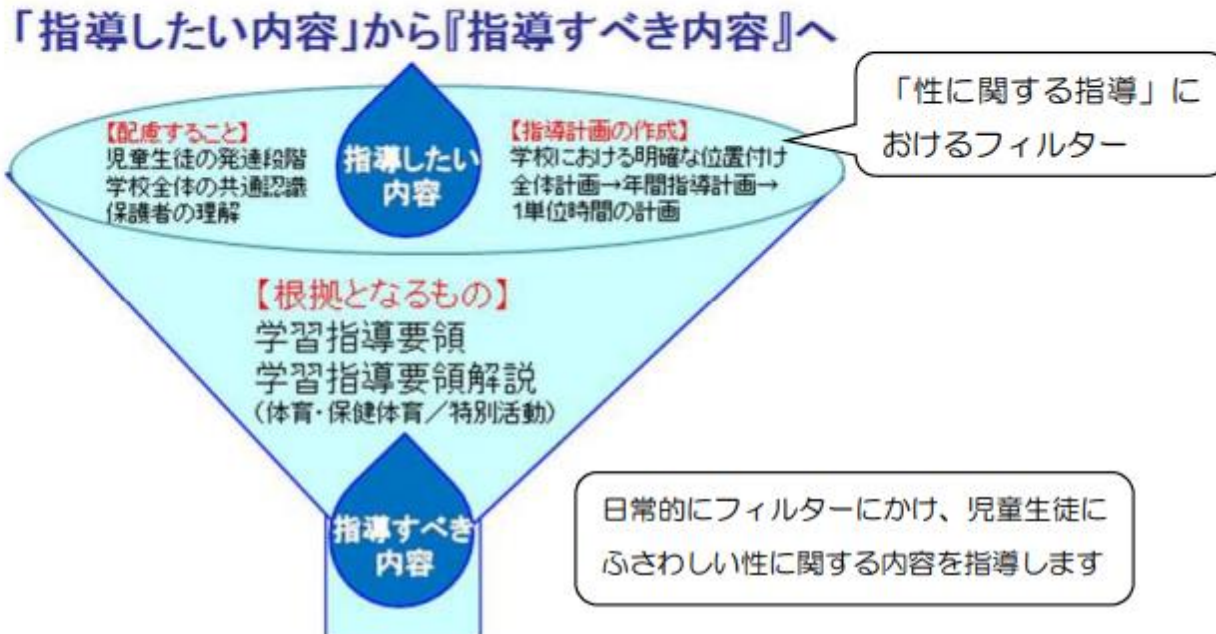
○発展的な内容を教えてもいいの？

A. 前述のとおり、学校において特に必要がある場合には、学習指導要領の内容に加えて発展的な内容を指導することも可能ですが、性に関する指導においては、児童生徒一人一人の身体的・精神的発達や、身体的成熟に伴う性的な発達の状況などについての差異が大きいことから、児童生徒の発達の段階を踏まえ慎重に扱う必要があります。

また、性に関する指導に関する考え方は多様であることから、学校全体での共通理解及び保護者の理解を得ることにも十分配慮した上での実施が必要になります。



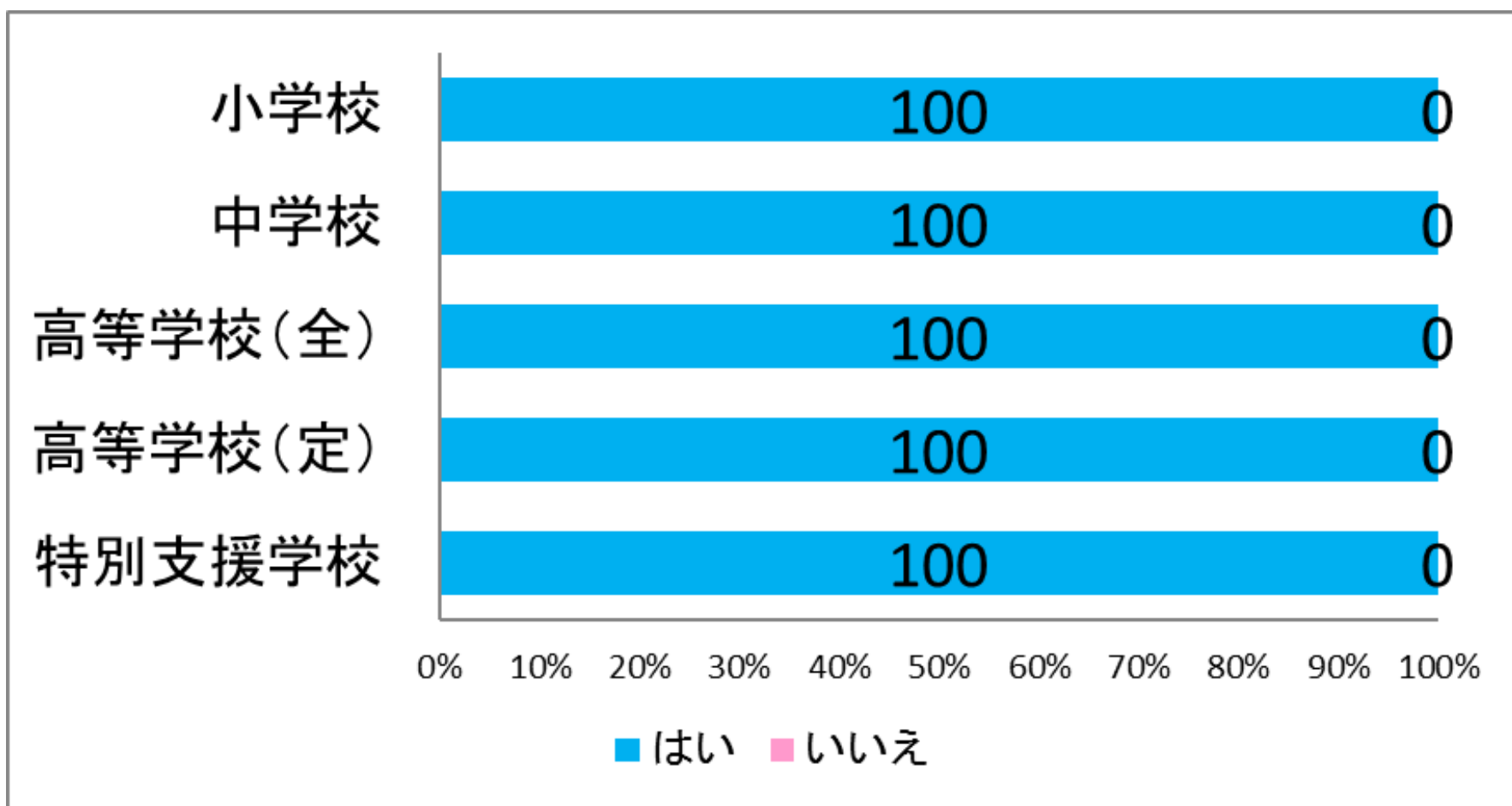
P.73参照



本県の性に関する指導の状況

～令和7年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

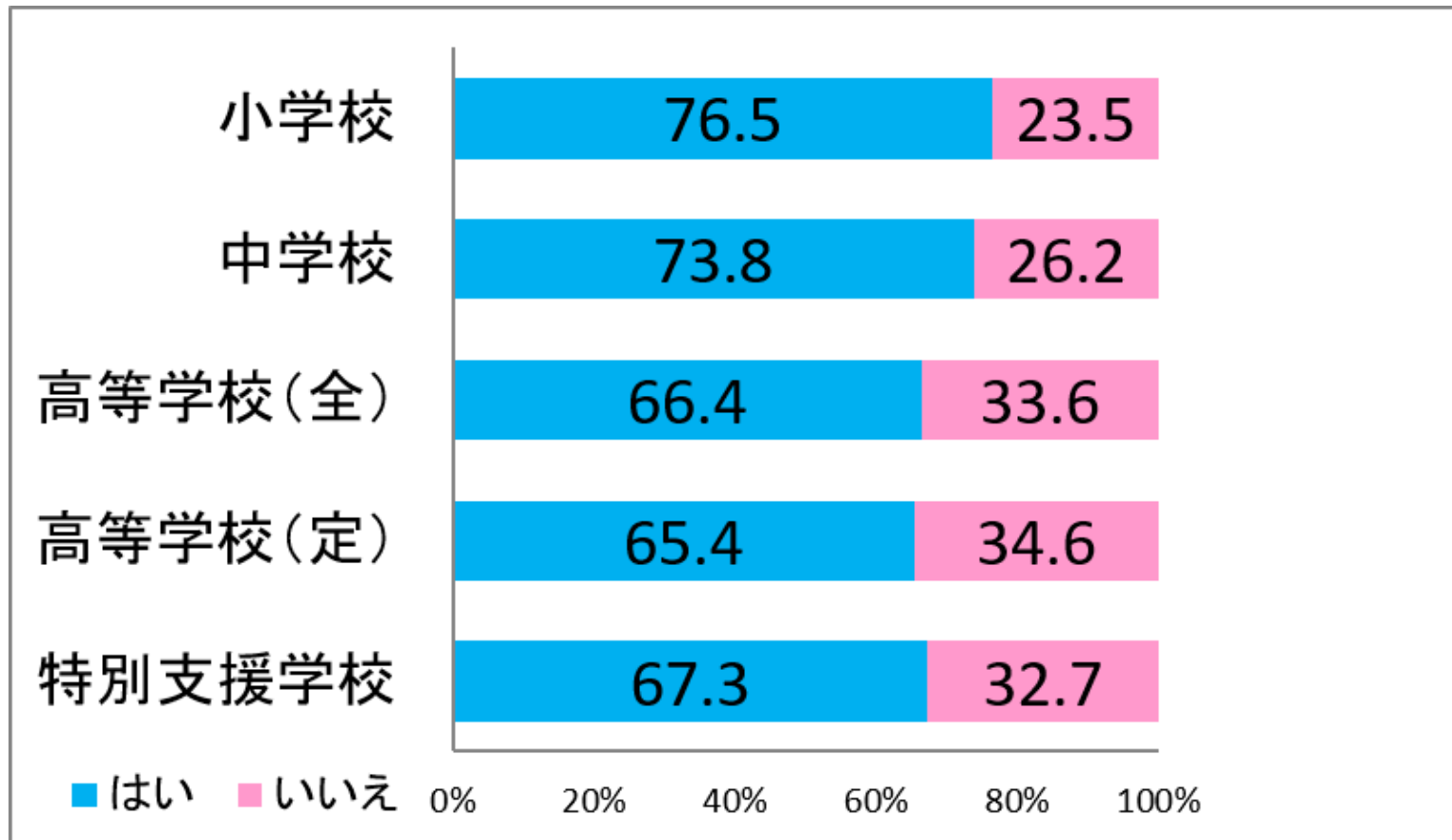
問 性に関する指導を行っている



本県の性に関する指導の状況

～令和7年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

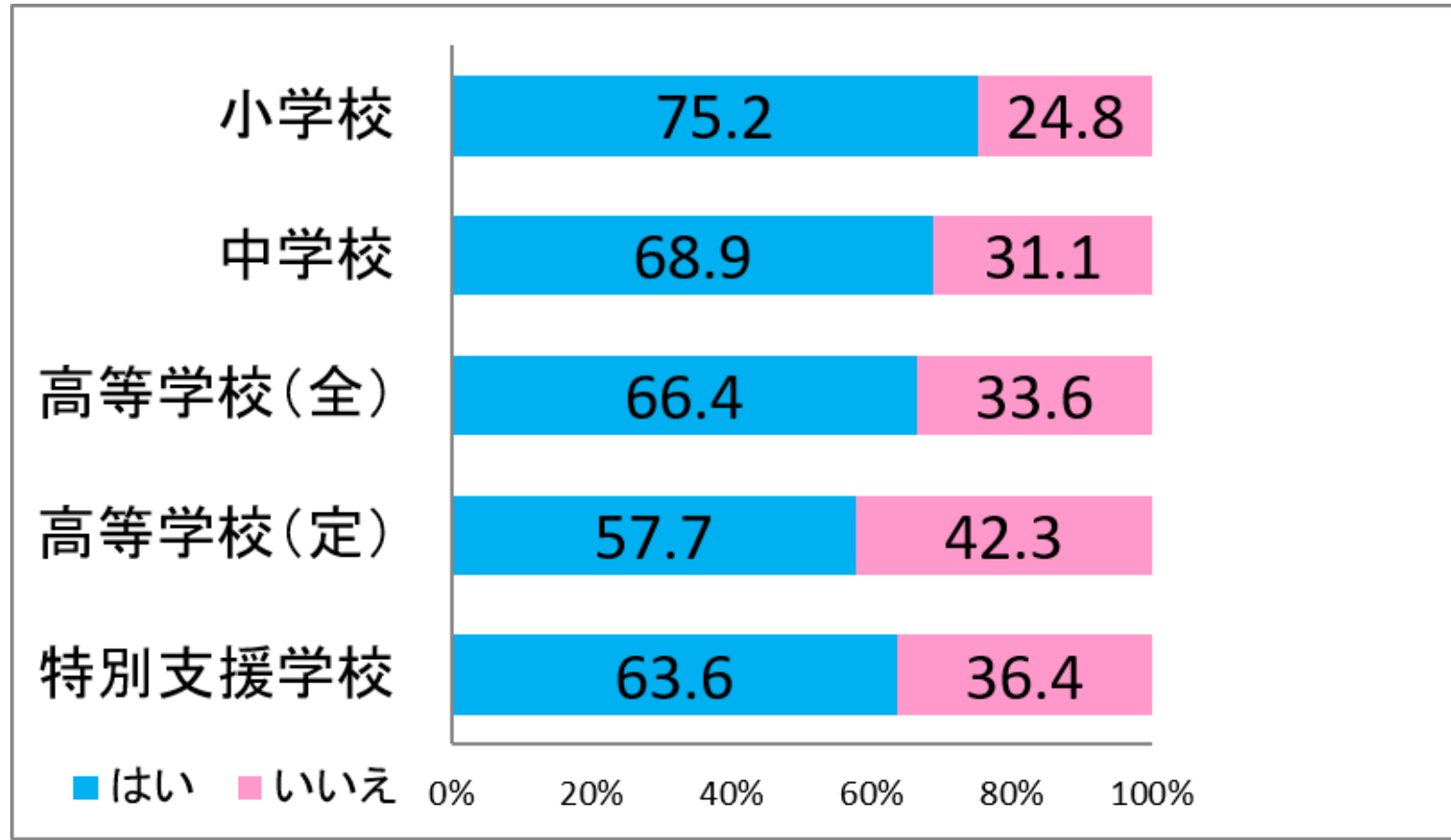
問 性に関する指導（エイズ教育を含む）の
全体計画を作成している



本県の性に関する指導の状況

～令和7年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

問 性に関する指導（エイズ教育を含む）の
年間指導計画を作成している



性に関する指導の全体計画(例)

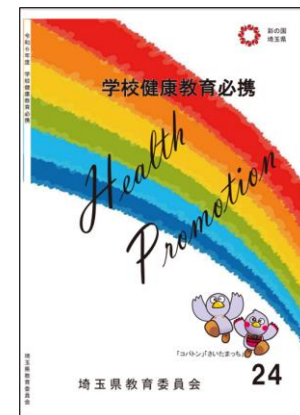
(5) 性に関する指導の全体計画の作成等について

全体計画は、性に関する指導の目標、目指す児童生徒像、各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習（探求）の時間等において、性に関する内容やその他の時間における指導内容、生活指導等として行われる内容など、性に関する指導が果たすべき役割を明確にした総括的な計画である。

(計画の内容)

- ・ 学校教育目標や指導の基本方針
- ・ 性に関する指導における目標や目指す児童生徒像
- ・ 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における性に関する内容と指導の方針
- ・ 生徒指導や教育相談との関連
- ・ 集団指導・個別指導等の場の機会
- ・ 家庭、地域、関係諸機関との連携
- ・ 他校種との連携
- ・ 研究推進組織と各教職員の役割
- ・ 性に関する指導を進めるための情報及び環境との整備

P.39参照



性に関する指導の全体計画(例)

令和〇年度 性に関する指導の全体計画(例)

〇〇立〇〇学校

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
学校保健安全法

学校教育目標

学校健康教育全体計画
学校保健全体計画
学校安全全体計画
食に関する全体計画
保健室経営計画

学校経営方針

学校保健目標

児童生徒の実態

家庭・地域の実態

性に関する指導の目標

(低学年) / (1年)
(中学年) / (2年)
(高学年) / (3年)

学校教育活動全体

		低学年	中学年	高学年	生命（いのち）の 安全教育
学校安全	保健管理	健康観察 定期健康診断、事後措置、臨時の健康診断 健康相談・保健指導 救急処置			
	保健教育	・体育科「保健領域」、保健体育科「保健分野」「科目保健」 ・その他関連する教科 （生活科、理科、家庭科、技術・家庭科、特別の教科道徳等） ・総合的な学習（探究）の時間			
		特別活動等	・学級活動（ホームルーム）活動 ・児童生徒会活動等 ・学校行事 ・日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導		
食に関する指導	組織活動	保健部・生徒指導部・進路指導部等 職員会議 学校保健委員会・教育相談委員会 地域学校保健委員会 PTA保健部			

キャリア教育

<家庭> 保護者会、個別面談、学校だよりや保健だより等の活用
<地域> 〇〇市保健所・保健センター、外部講師との連携 等

書式を県HPからダウンロードすることができます。

下記二次元コード

「令和6年度健康教育必修24」の参考様式

「性に関する指導の全体計画(例)」



性に関する指導の年間指導計画(例)

〇〇学校「性に関する指導」年間指導計画				
★生命(いのち)の安全教育の教材を使用				
		1年	2年	3年
4月	【教科等】 内容			
5月	【教科等】 内容			
6月	【教科等】 内容			
7月	【教科等】 内容	【保健体育】 ★心身の機能の発達と心の健康	【特別活動】 性に関する講演会	【保健体育】 ★健康な生活と疾病の予防
8月	【教科等】 内容			
9月	【教科等】 内容			
10月	【教科等】 内容			
11月	【教科等】 内容	【保健体育】 ★心身の機能の発達と心の健康		【保健体育】 ★健康な生活と疾病の予防
12月	【教科等】 内容			
1月	【教科等】 内容			
2月	【教科等】 内容			
3月	【教科等】 内容			

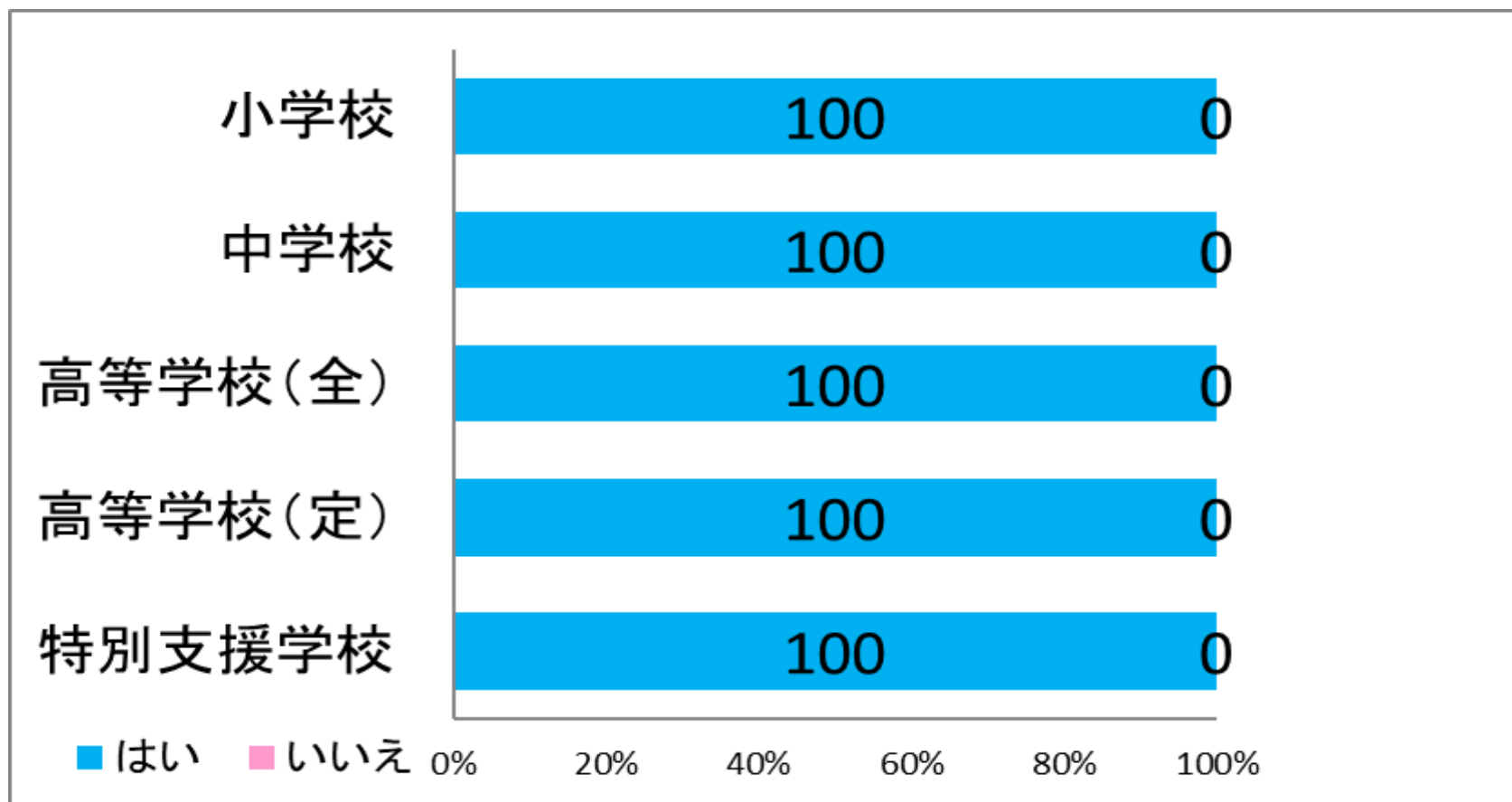
今年度埼玉県「性に関する指導」課題解決検討委員会にて、「性に関する指導」年間指導計画例を作成。小・中・高の計画例を作成し、年度末に保健体育課ホームページに掲載予定。

※図は中学校の枠(例)

本県の性に関する指導の状況

～令和7年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

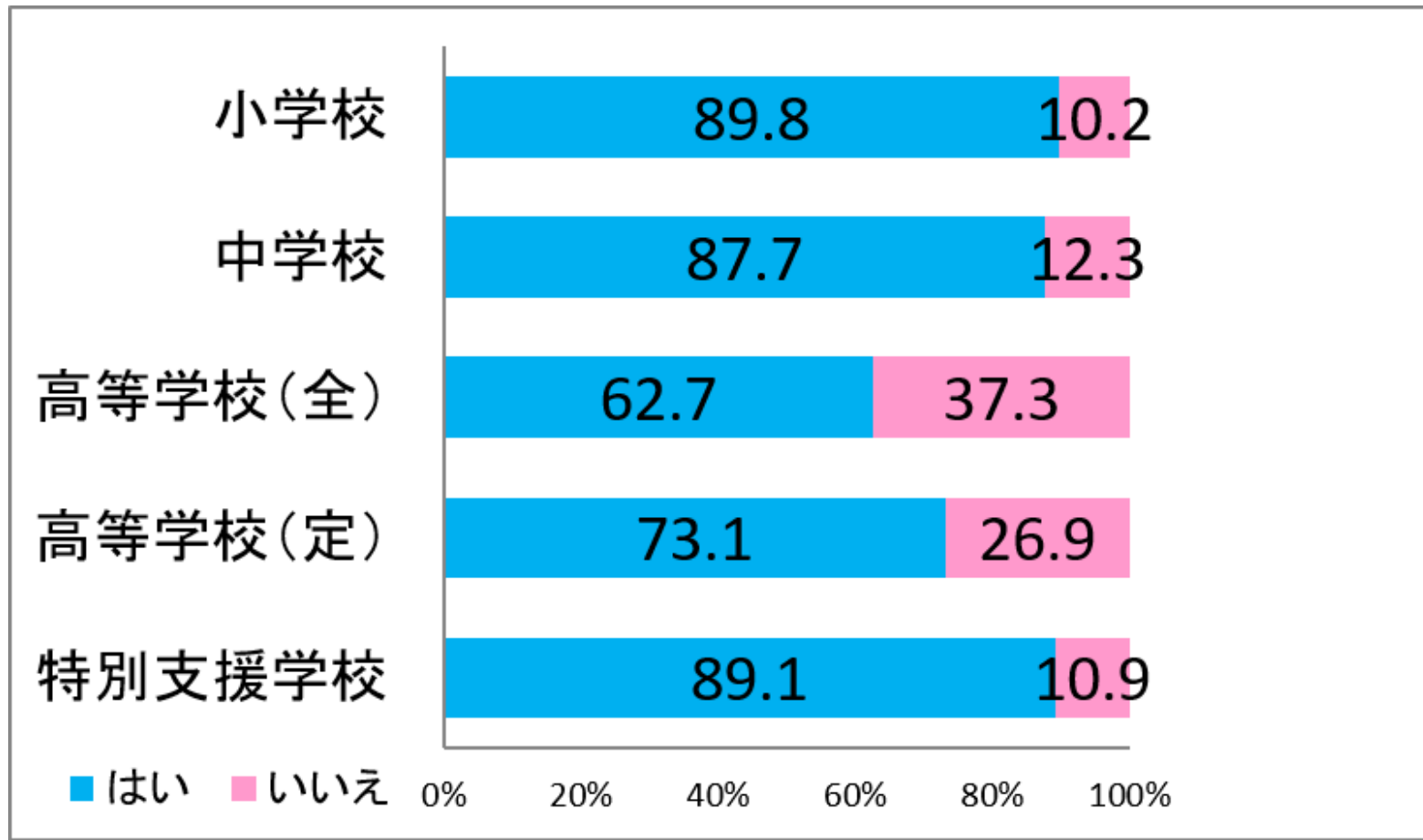
問 学校全体で共通理解を図っている



本県の性に関する指導の状況

～令和7年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

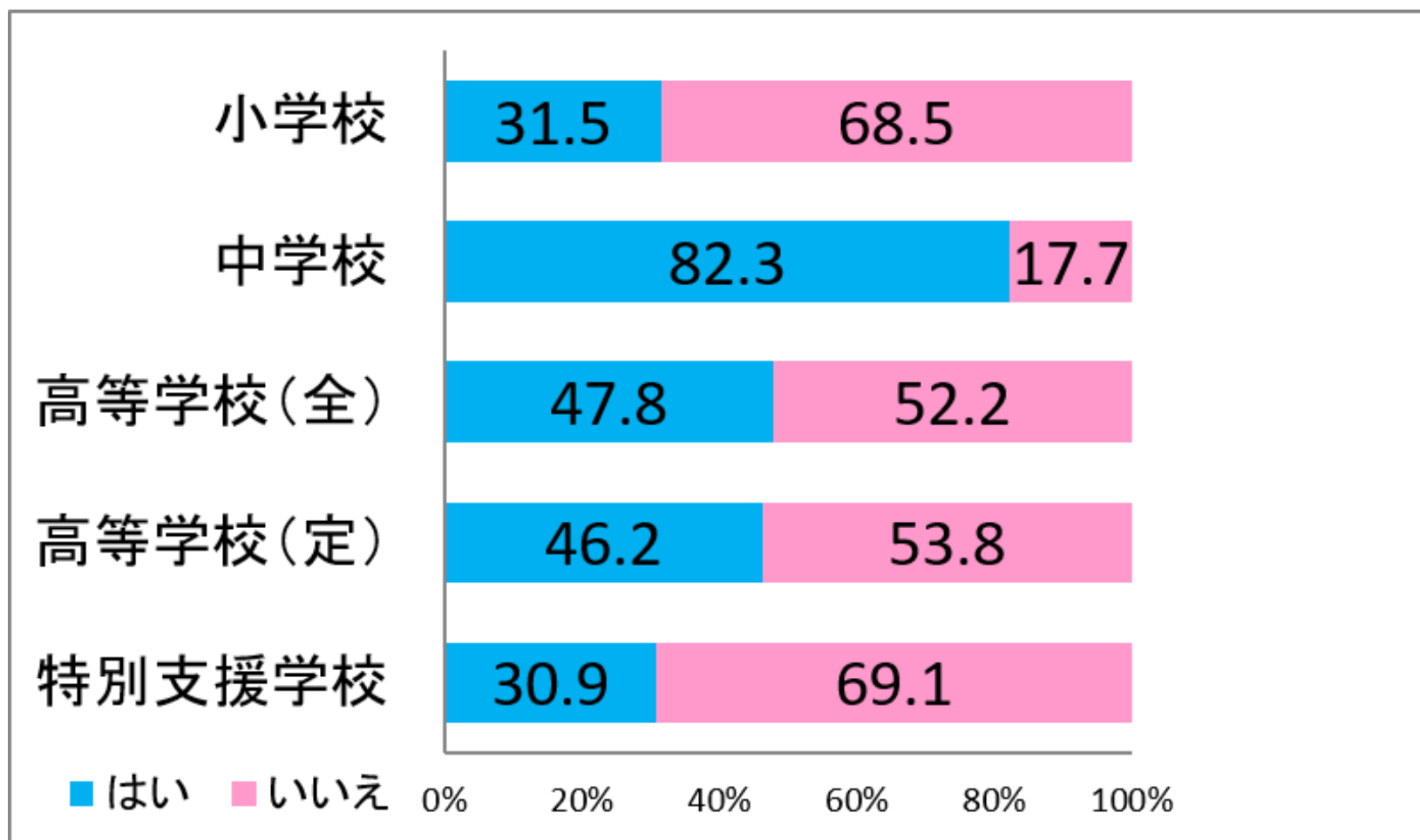
問 発達段階を踏まえて、指導内容や教材など学年会や委員会等で検討している



本県の性に関する指導の状況

～令和7年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

問 外部講師の協力を得ている



性に関する指導における外部講師の活用

VI-1-Q5

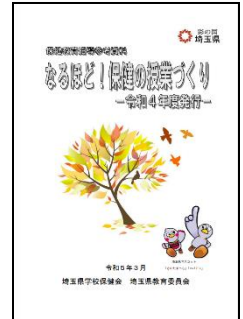
○性に関する指導における外部講師の活用について？

A. 例えば産婦人科医や助産師、保健師の方などに参画していただき、外部講師として多様な経験に基づく専門的で具体的な話をしていただくことは、高い教育効果が期待でき、とても意義深いものです。

実施に当たっては、学校（教師）が主体となり、その目的や価値を明確にした上で、外部講師に指導してもらいたい内容を伝えたり、学習指導における配慮事項について共通理解を図ったりするなど、十分な打ち合わせを行う必要があります。

外部講師だから発展的な内容を扱ってもよいということではありません。学校は特色ある教育活動を展開する裁量を有するとともに、全ての教育活動についての責任も有しています。地域や学校、子供たちの実態を考慮した効果的な取組にしてください。

外部講師と連携した取組は、学校行事等と関連させたり、おたより等で保護者の参加を呼び掛けたりすることも効果的です。



P.73参照

学級担任・教科担当、養護教諭との連携

学級担任・教科担当と養護教諭による T.T授業の効果

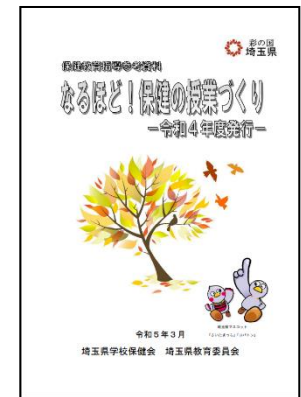
- ・養護教諭の専門性を生かせる
- ・子供たちの健康の様子を普段からみているので、子どもたちの健康課題をよく知っている
- ・子供たちに強く印象を与えられる

学級担任・教科担当、養護教諭との連携

【養護教諭が授業に参画・実施することで得られた効果（例）】

- ・ 児童生徒の健康状態や生活実態を踏まえた指導ができた。
- ・ 授業や指導後、児童生徒が相談してきたり、保健情報を尋ねてきたりなど、個別の保健指導や健康相談につなげることができた。
- ・ 日頃、保健室を利用しない児童生徒を含めて、すべての児童生徒へ養護教諭が直接語りかけることができ、保健室の効果的な利用につながった。
- ・ 養護教諭が参画・実施することにより、学級・ホームルーム担任や教科担任との間で、児童生徒についての共通理解が深まったり広がったりした。
- ・ 健康問題に対して実践的な方法で提示でき、児童生徒の主体的な姿勢や関心・意欲を引き出すことができた。
- ・ 学級・ホームルーム担任や教科担任の意欲を高める契機となった。

P.38～39参照



学級担任・教科担当、養護教諭との連携

学級担任・教科担当と養護教諭による T.T授業の課題

- ・打ち合わせの時間の確保



ある程度決まった指導計画を作り上げておく

- ・年間計画への位置付け



養護教諭の忙しい時期を考慮して

- ・保健室の補充（緊急時の対応）

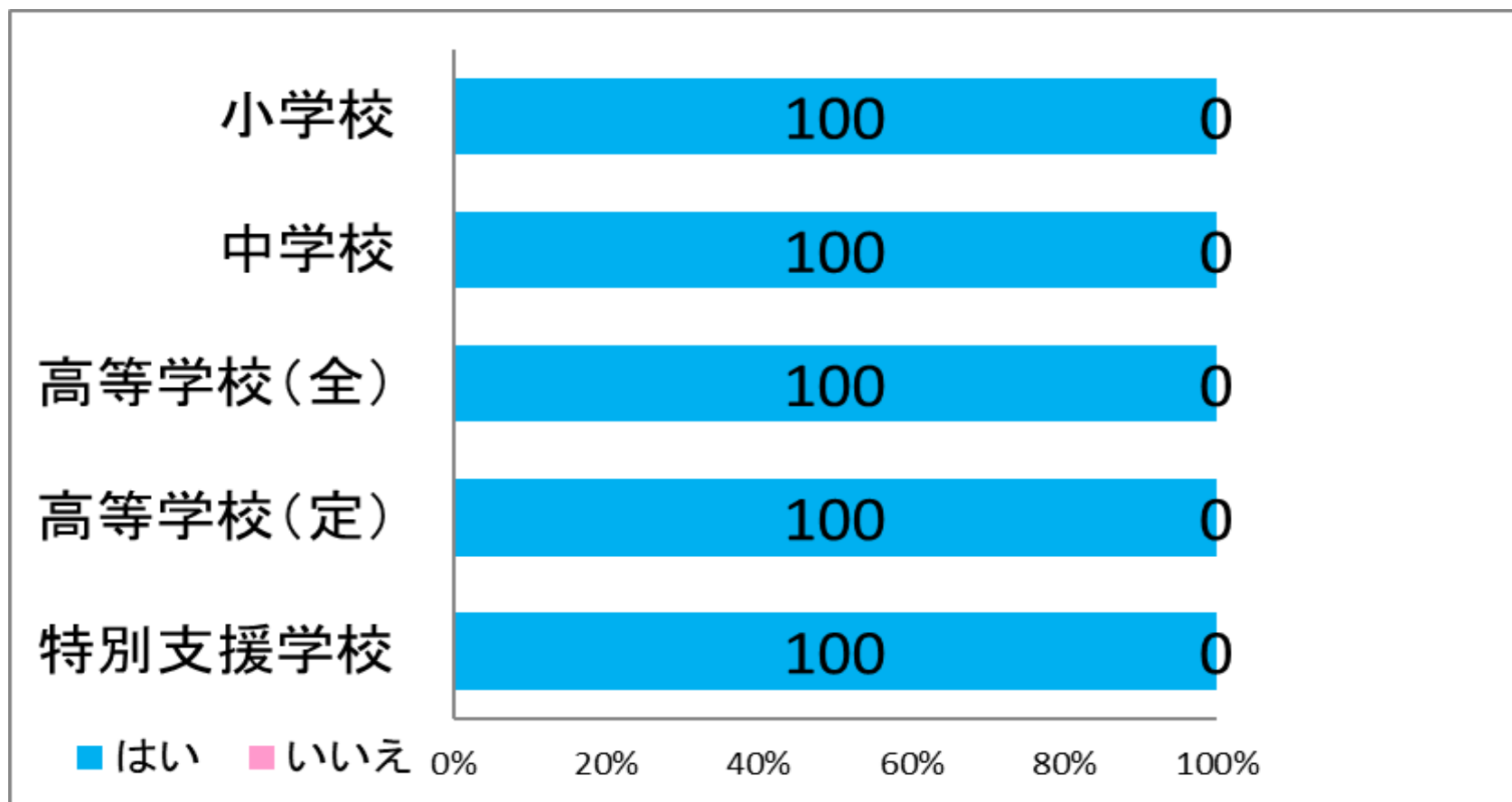


年間計画をもとに補充計画も立てておく
延期になる場合も想定して授業計画を立てる

本県の性に関する指導の状況

～令和7年度「学校健康教育実践状況調査結果」より～

問 家庭への理解、協力を得ている



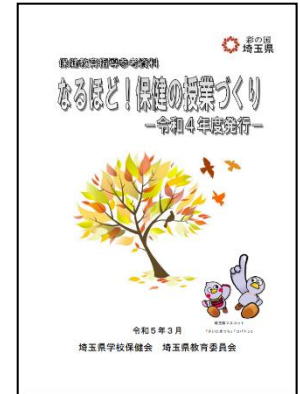
家庭との連携のポイント

I 学校における保健教育の必要性

【家庭との連携のポイント】

1 家庭への働きかけ

- ・「学校だより」や「学年だより」、「保健だより」等、学校から家庭に向けた定期的な通信手段を活用して、学校における保健教育の内容や取組の様子を伝え、指導内容等の共通理解を図り、健康的な生活行動を実践する際の支援の基礎づくりを行う。
- ・学校行事の文化祭等において保健教育を行い、健康について学んだ児童生徒の成果を聞いたり、体験したりしてもらうことにより、その内容と学び方について理解を深めてもらう。
- ・児童生徒の健康に関わる生活実態等に関する調査票を配付するような場合には、ねらいを明確にしたり、内容や設問を分かりやすく答えやすいものに精選したりして、家庭からの協力が得られやすいように工夫する。
- ・「がん教育」や「性に関する指導」、「スマートフォン・ゲーム機器等の長時間使用がもたらす健康被害」等に関しては、保護者も参加し、話し合う機会を設定し、家庭での児童生徒に対する支援をしやすくする。
- ・保護者懇談会やPTAの各種会合等、保護者が集まる機会を利用して、学校における保健教育の目的、内容、方法を説明し、それらを生かすための家庭での取組について考えてもらう。
- ・保護者向けの健康や安全に関する講演会や研修会等を開催し、保護者自身が健康づくりのモデルとなることを促す。
- ・PTAや学校保健委員会等のメンバーを核としながら、その組織的な活動を通して、家庭における健康的な生活の実践を啓発する。



P.5～6参照

2 学校への相談や要望に対する対応

- ・児童生徒の健康問題に関する相談は、学級（ホームルーム）担任や養護教諭等が窓口になり、必要に応じて学校医・学校歯科医・学校薬剤師や関係機関等からの協力を得て、根拠を明確にしながら対応する。
- ・家庭（保護者）から学校へ保健教育に関する要望があった場合には、その内容を的確に把握し、要望があった背景を丁寧に検討して、今後の学校の基本方針や日常の指導に反映させるようにする。また、要望に対する対応の仕方については、家庭（保護者）へ速やかに説明する。

家庭との連携のポイント

キーワード

- 学級だより、保健だよりなどをおとした連携
- 学校行事をおとした連携
- 授業参観・懇談会をおとした連携
- 講演会・研修会をおとした連携
- PTAや学校保健委員会をおとした連携

保健教育における個別指導の考え方、進め方

保健教育における 個別指導の考え方、進め方

公益財団法人 日本学校保健会

第2章 具体的な健康課題に対応した個別指導例

1 性について

指導例1 月経に伴う心身の不調を知り、
周囲の人ができる支援や配慮を
考える

指導例2 妊娠・出産について考える

指導例3 「性感染症」の予防について考える

個別指導の実施に当たって

個別指導の実施には十分な配慮が求められる。第2章において、具体的な健康課題に対応した個別指導例を示したが、これらの内容はすべての学校で実施すべき内容ではないことに留意する必要がある。

性に関する内容については、個別指導においても、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編等に留意事項として示されている「指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること」に配慮することが大切である。

保健教育の充実のために

- 1時間の授業を大切にする
- 保健の授業は、学校における健康教育の中核として、確実に且つ効果的に実施する
- 教科等横断的な視点で、資質・能力を育む



I	学校における保健教育の必要性	P. 1
II	学習指導要領(体育・保健体育)の考え方	P.11
III	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	P.21
IV	授業づくりのポイント	P.30
V	学習指導要領に基づく指導と評価	P.43
VI	領域ごとの指導内容	P.70
VII	指導事例	P.83
VIII	参考文献等	P.115

学校健康教育推進事業(「性に関する指導」課題解決支援事業)

【児童生徒を取り巻く状況】

- ・ 性情報の氾濫など社会環境の急激な変化により、子供たちの心身の健康に大きな影響を与えている。
- ・ 若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶が問題となっている。

【課題】

- ・ 子供たちが性に関して適切に理解し、行動できるようにすること。
- ・ 心身の発育・発達と健康や性感染症の予防などに関する知識を確実に身に付けること。
- ・ 自他を尊重する心を育むこと。

埼玉県「性に関する指導」課題解決検討委員会の開催

○ 埼玉県「性に関する指導」課題解決検討委員会を設置し、発達の段階に応じた効果的な性に関する指導方法の研究を行う。

・ 県における課題の把握

①性感染症

②人工妊娠中絶

③性情報への対処

④家族計画の意義 など

・ 課題解決方法の協議、検討

・ 事業成果の検証

・ 事業成果の普及・啓発(実施報告書の作成)

【構成員】

有識者、学校関係者 等

報告

指導
助言

報告

「性に関する指導」指導者研修会の開催

○ 性に関する健康課題を受け、指導方法の普及推進を図るため、学校における指導者を対象に研修会を開催する。

・ 行政説明

・ 実践発表

・ 講演会

※実践発表は、前年度の授業研究会における授業者による。

「性に関する指導」授業研究会の開催

○ 発達の段階に応じた効果的な性に関する指導方法について授業研究会を実施する。

・ 校種別に授業研究会を開催

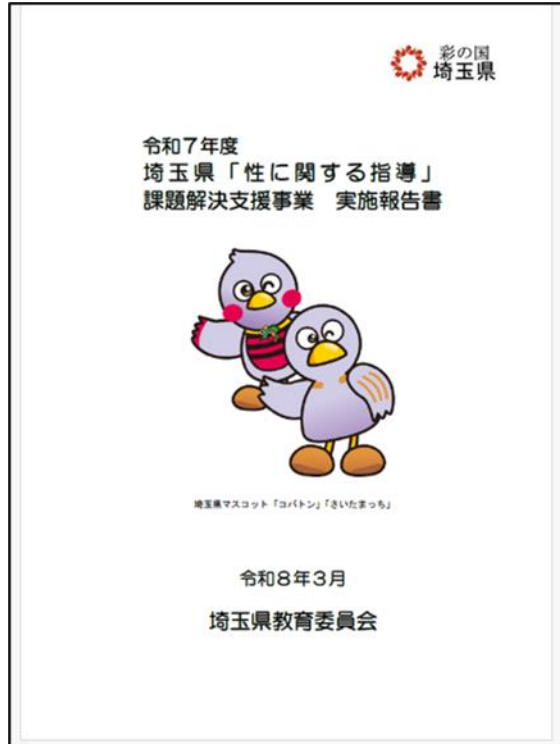
・ 研究協議 等

学習指導要領に基づく内容で、外部講師を活用した効果的な指導について単元の中で研究を進める。

子供たちの豊かな心と健やかな体を育成する

「性に関する指導」 課題解決支援事業実施報告書

課題解決支援事業実施報告書



二次元コード



- ・ 令和7年度の指導者研修会で実践発表者が発表したスライド資料
- ・ 授業研究会の学習指導案 等

この後実践発表していただく3名の先生方の、学習指導案や当日使用した資料が掲載されています。

令和8年度「性に関する指導」授業研究会

小学校 : 川口市立前川小学校 11/11 (水)
中学校 : 狭山市立狭山台中学校 10/20 (火)
高等学校 : 県立大宮科学技術高等学校
11/27 (金)

- ・今年度は小学校の開催案内を県内全域に発出する。
- ・中学校、高等学校については、参加対象を調整しながら開催案内を発出する。
- ・近年、養護教諭の参加が多いものの、保健の授業を行う教諭の参加者が少ない傾向にあるので、教諭の参加についても配意いただきたい。

生命（いのち）の安全教育の実施



(1)指導の手引き・教材について(文部科学省)

ア 指導の手引き

各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等が示されている。

イ スライド教材・動画教材

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが可能である。また、教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や改変を行った上での使用も可能である。

(2)参考事例集について

幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例が、全体計画、目標、学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等の構成によりまとめられている。

文部科学省HP
二次元コード



生命（いのち）の安全教育の実施

「生命（いのち）の安全教育」の実施の定義

全ての公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校で、文部科学省が示す各発達段階*において、全ての幼児・児童・生徒に対し、文部科学省が示すねらいをもれなく指導すること。

*幼稚園、小学校低・中学年、小学校高学年、中学校、高等学校 次ページ以降のねらいを参照

※文部科学省が示す発達段階ごとに最低1回は実施すること。

※原則文部科学省作成教材を使用するが、「各発達段階のねらいに沿った指導」が行えるのであれば、その限りではない。

※特別支援学校においては、障害特性等に応じて、実施方法や内容を適宜工夫しながら対応する。

生命（いのち）の安全教育の実施

生命（いのち）の安全教育 各段階のねらい（指導内容）

＜幼児期＞（５歳～６歳）

- ・自分の体は自分だけのものであり、大切にすること。
- ・自分だけの大切なところ（「水着で隠れる部分」等）は、見せたり、触らせたりしてはいけないことを意識すること。
※水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。
- ・自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を身に付けられること。
- ・自分の体と同様に、相手の体も大切にすること。
- ・相手の大切な所を、見たり、触ったりしてはいけないことを意識すること。

生命（いのち）の安全教育の実施

生命（いのち）の安全教育 各段階のねらい（指導内容）

＜小学校 低・中学年＞（小学校１年生～４年生）

- ・自分の体も他の人の体も大切であることを理解できるようにする。
- ・自分と他の人の大切な所（「水着で隠れる部分」等）を理解できるようにするとともに、大切な所を守るルールを理解できるようにする。
※水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。
- ・自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになる場面について考え、このような場面が起こったときの対応方法を身に付けることができるようにする。
- ・自分と他の人を大切にする態度を養う。
- ・他者との関係において「同意」を得る態度を養う。

生命（いのち）の安全教育の実施

生命（いのち）の安全教育 各段階のねらい（指導内容）

＜小学校 高学年＞（小学校5年生～6年生）

- ・自分と他の人の大切な所（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できるようにする。
※水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。
- ・心と体には距離感（境界線）があるという認識を身に付けるとともに、「同意」なく距離感を詰める（境界線を越える）性的な行為は全て「性暴力」であることを理解できるようにする。
- ・距離感（境界線）が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。
- ・インターネットやSNS等で見えない相手とつながることの注意点について考え、安全な意思決定と行動選択ができるようにする。
- ・お互いの気持ちを尊重し、よりよい人間関係を構築しようとする態度を養う。

生命（いのち）の安全教育の実施

生命（いのち）の安全教育 各段階のねらい（指導内容）

＜中学校＞（中学校１年生～３年生）

- ・心と体には距離感（境界線）があるという認識を身に付けるとともに、「同意」なく距離感を詰める（境界線を越える）性的な行為は全て「性暴力」であることを理解できるようにする。
- ・距離感（境界線）が守られないとき取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。
- ・性暴力の例や背景を理解し、デートDV、インターネットやSNS等で見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。
- ・お互いの気持ちを尊重し、よりよい（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。

生命（いのち）の安全教育の実施

生命（いのち）の安全教育 各段階のねらい（指導内容）

＜高等学校＞（高校1年生～3年生）

- ・心と体には距離感（境界線）があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。
- ・距離感（境界線）が守られないとき取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。
- ・性暴力の例、背景、現状のデータを理解し、デートDV、インターネットやSNS等で見えない相手とつながることの危険性、セクシュアルハラスメント、JKビジネスについて考え、安全な意思決定ができるようにする。
- ・二次被害の例や背景を理解し、被害者の気持ちを尊重して、二次被害が起きないための発言や行動ができるようにする。
- ・お互いの気持ちを尊重し、よりよい（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。

生命（いのち）の安全教育の実施

生命（いのち）の安全教育 各段階のねらい（指導内容）

＜高等学校卒業直前＞（高校3年生）

- ・ 性暴力が起こる背景や、現状のデータ、具体的な事例を通して、性暴力について正しく理解できるようにする。
- ・ 性暴力の被害に遭いそうになったとき、もしくは被害に遭ったときに取るべき行動を理解し、適切に対応できるようにする。
- ・ 性暴力の加害者・傍観者にならないようにするために、性暴力は決して許されないものであることを理解し、適切な意思決定ができるようにする。

生命（いのち）の安全教育の実施

生命（いのち）の安全教育 各段階のねらい（指導内容）

＜特別支援教育＞

- ・自分と相手の大切な所（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できる。
- ・「じぶんのからだ」も「ほかのひとのからだ」も大切であることを理解し、安全な意思決定や、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。
- ・嫌な触られ方をしたときや、自分の心と体が守られていないと感じたとき取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができる。

生命（いのち）の安全教育の実施

「性に関する指導」と「生命（いのち）の安全教育」を関連させた体育科「保健領域」指導例

小学校（第4学年）（2）体の発育・発達

（ア）体の発育・発達

身長や体重などは年齢に伴って変化、個人差がある

（イ）思春期の体の変化

思春期、体つきに変化、人によって違いがある、男子はがっしりした体つき、女子は丸みのある体つき男女の特徴、初経、精通、変声、発毛、異性への関心、個人によって早い遅いがある、だれにでも起こる、大人の体に近づく現象

生命（いのち）の安全教育教材

の内容に合わせて、生命（いのち）の安全教育教材の活用が考えられる

水ぎでかくれるところは
じぶんだけの
たいせつなところだからだよ



水ぎでかくれるところは、
ほかの人に見せたり、さわらせたり
しないようにしよう



ほかの人の水ぎでかくれるところ
もたいせつで、見たり、
さわったりしないようにしよう



いきなりさわられたり、
じろじろみられたりしたら
びっくりしたりいやなきもちになるよね



じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
「いやだ！」といおう。にげよう。
あんしんできる大人におはなししよう。



生命（いのち）の安全教育の実施

「性に関する指導」と「生命（いのち）の安全教育」を関連させた保健体育科「保健分野」指導例

中学校（第1学年）（2）心身の機能の発達と心の健康

（イ）生殖に関わる機能の成熟

思春期、性腺刺激ホルモン、生殖器の発育、生殖機能が発達、男子では射精、女子では月経、妊娠、個人差、**性衝動**、**異性の尊重**、**性情報への対処**、**性に関する適切な態度や行動の選択**

※受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わない

※身体機能の成熟とともに、**性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて**取り扱う

生命（いのち）の安全教育教材

の内容に合わせて、生命（いのち）の安全教育教材の活用が考えられる

自分と相手を守るもの ～距離感ってなに？～

自分の心や体は自分だけのものです。他人との距離は自分自身で決めることができます。自分と相手を守るときに距離感が役立ちます。

体の距離感

心地よい距離は人によって違います。近寄られるのをいやがる人もいます。



あなたが相手と接するとき心地よいと感じる距離を考えてみましょう。
①家族 ②友達 ③知らない人

心の距離感

どんなに仲のよい相手でも、いつも自分と同じ気持ちではありません。相手の気持ちを大切に、自分の気持ちも大切にしましょう。

僕はAだと思ってる
私はBだと思ってる

違う考えの人もいるんだね

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力 精神的暴力 性的暴力 経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていませんか？

- 相手を殴ったのは、愛の表現だから仕方ない
- 愛があれば暴力は許される
- 親しい相手にはいかに言っても構わない

親しい間でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと伝える
- 相手がいやがることはしない

性暴力の例【SNS等を通じた被害】

インターネットやスマートフォンは、性暴力に巻き込まれてしまうきっかけになることもあります。加害者や被害者にならないためにはどうすればよいでしょうか。

- インターネット上で知り合った相手を簡単に信用しない。
- インターネット上で知り合った相手はもちろん、交際相手や友達であっても下着姿や裸の写真を撮ったり、撮らせたり、送ったり、送らせたりしない。
- 問題が起きたときは、一人で悩まず周囲の信頼できる大人や警察、相談窓口に相談しましょう。



性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくるということがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に 相手を大切に 暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を撮らせたり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真を送られてきたら、そのまましないで信頼できる大人に相談しましょう



性暴力にあうと起こること

性暴力の被害にあうと、心と体に深刻な影響があります。その影響は長く続く場合もあります。

体に起こること

- 吐き気がしたり、頭痛がしたりする
- よく眠れない、起きられない
- 息苦しくなる
- 拒食や過食になる

など



心に起こること

- 【気持ちの変化】
 - いやな出来事を突然思い出しつづくなる
 - 外出が怖くなる
 - 友達と遊んでも楽しくなくなる
- 【考え方の変化】
 - 自分を責めてばかりいる
 - 誰も信用できなくなる

など

性暴力の被害にあったら？

- いやだと声を出す
- その場から逃げる・距離をとる
- 相手からの連絡に返信しない
- 信頼できる大人に相談する
(担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラー、保護者など)

あなたは決して悪くありません。

被害にあった時に、体が固まる、声が出せないことはよくあります。

ひとりで抱え込まないで、信頼できる大人に助けを求めましょう。



友達の性暴力（加害）に気付いたら？

- 信頼できる大人に相談する
(担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラー、保護者など)

自分たちだけで解決しようとしないで信頼できる大人に助けを求めましょう。



生命（いのち）の安全教育の実施

「性に関する指導」と「生命（いのち）の安全教育」を関連させた保健体育科「保健分野」指導例

中学校（第3学年）（1）健康な生活と疾病の予防

の内容に合わせて、生命（いのち）の
安全教育教材の活用が考えられる

（オ）感染症の予防

①エイズ及び性感染症の予防

エイズ及び性感染症の増加傾向、青少年の感染、疾病概念や感染経路、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法、エイズの病原体、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）、感染経路は性的接触、**感染予防には性的接触をしない**、コンドームを使うことなどが有効

※後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症について取り扱う。

生命（いのち）の安全教育教材

自分と相手を守るもの ～距離感が守られないときは？～

相手が近づいてきたり、体に触られたりして、いやだなと感じたら、自分の距離感が守られていないということです。あなたがいやなことはいやだと言うことができます。

「距離感」を守ろう

自分の距離感を守ろう 相手の距離感を守ろう

相手に会う回数を減らしたり、SNSや電話などのやりとりを減らしたりしましょう



- 自分がいやだと感じたことは、いやだと言ってよいです
- 相手がいやだと言ったら、相手の気持ちを受け入れましょう
- いやなときは、相手と距離を置いてみましょう
- 自分の距離感が守られていないときは信頼できる大人に相談しましょう

性暴力とは？

性暴力とは、あなたが望まない性的な行為のことです。
相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。

- 相手がいやがっているのに、性的な言葉を言ったり、体を触ったり、見せつけたりするなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力です。
- 体に触る暴力だけが性暴力ではありません。
- 性別にかかわらず被害にあいます。

体に触る性暴力



体に触らない性暴力



- 悪いのは加害者です。
- 被害にあった人は悪くありません。
- どんな理由があっても性暴力は決して許されません。

性暴力にあうと起こること

性暴力の被害にあうと、心と体に深刻な影響があります。
その影響は長く続く場合もあります。

体に起こること

- 吐き気がしたり、頭痛がしたりする
- よく眠れない、起きられない
- 息苦しくなる
- 拒食や過食になる

など

心に起こること

- 【気持ちの変化】
- いやな出来事を突然思い出してつらくなる
- 外出が怖くなる
- 友達と遊んでも楽しめなくなる
- 【考え方の変化】
- 自分を責めてばかりいる
- 誰も信用できなくなる

など



生命（いのち）の安全教育の実施

「性に関する指導」と「生命（いのち）の安全教育」を関連させた「科目保健」指導例

高等学校（入学年次及び次の年次）（1）現代社会と健康

（イ）現代の感染症とその予防

エイズ及び性感染症の原因、**予防のための個人の行動選択**や社会の対策

の内容に合わせて、生命（いのち）の
安全教育教材の活用が考えられる

生命（いのち）の安全教育教材

性暴力はどうして起こるの？

性暴力は、お互いの関係が対等でない場面で起こりやすくなります。

- 先輩・後輩など、相手と上下関係がある場合だけではなく、同級生同士でも相手と対等な関係でなくなることがあります。
- もし、相手の行為をいやだと感じて、相手に遠慮して自分の意見を言えなくなってしまうときは、対等な関係ではないと言えます。

相手と対等な関係でなくなると

自分の気持ちを大切にすると同時に相手の気持ちも尊重しましょう。

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない

相手を大切に

相手の下着姿や裸の写真を送ったり、SNSに投稿したりしない

暴力をゆるさない

誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで通報できる人に相談しましょう

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

考えてみよう

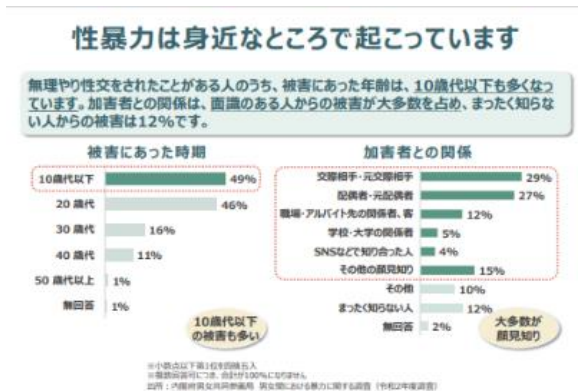
セクシュアルハラスメント事例②

女子高生のAさんは、最近アルバイトを始めました。

女子高生のAさんは、最近始めたアルバイト中に休憩していました。すると、男性店長のBさんが休憩室に入ってきて、「疲れたでしょ？」と言って、Aさんの肩を揉んできました。

Aさんはなんだか気持ちが悪いな...と思ったのですが、せっかく始めたアルバイトだったし、クビになったり働きにくくなったりいだったので、何も言わずに我慢しました。

補足資料



ひとりで抱え込まずに話してみよう

もし、性暴力にあつてしまったら、友達が性暴力にあつたら、性暴力を目撃したら、ひとりで抱え込まずに、だれかに話してみよう。もし、周りの人に話せないときは、あなたを助けてくれるところがあります。

信頼できる人に話そう

- 担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラー
- 保護者、その他の身近な人 など

あなたを助けてくれるところ

性被害・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
（全国共通相談番号）
0120-95-8891

性被害被害者相談電話
ハートさん
（全国共通相談番号）
0120-95-8103

相談先

考えてみよう

JKビジネス事例①

女子高生のAさんは、夏休みに女友達と旅行に行く約束をしていたので短時間でお金が稼げるアルバイトを探していました。

女子高生のAさんは、学校帰りに「同世代の女の子たちとおしゃべりしたり、お菓子を食べながら遊ぶだけでお金が稼げます！」というアルバイトの募集チラシをもらったので、アルバイトを始めました。

簡単な仕事のはずが、しだにお店から、性的な内容を含む過激な仕事を要求されるようになりました。辞めたいと言うと、「違約金が数百万円かかる」「親や学校にバラス」などとおどされてしまいました。

補足資料

生命（いのち）の安全教育の実施

「性に関する指導」と「生命（いのち）の安全教育」を関連させた「科目保健」指導例

高等学校（入学年次及び次の年次）（3）生涯を通じる健康

の内容に合わせて、生命（いのち）の安全教育教材の活用が考えられる

（ア）生涯の各段階における健康

① 思春期と健康

思春期における心身の発達、性的成熟に伴う健康課題、自分の行動への責任感、異性を理解したり尊重したりする態度、性に関する情報等への適切な対処

② 結婚生活と健康

結婚生活、心身の発達や健康の保持増進、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題、健康課題には年齢や生活習慣などが関わる、家族計画の意義、人工妊娠中絶の心身への影響、自他の健康に対する責任感、良好な人間関係、家族や周りの人からの支援、母子の健康診査の利用、保健・医療サービスの活用、妊娠のしやすさを含む男女それぞれの生殖に関わる機能

生命（いのち）の安全教育教材

性暴力の例【セクシュアルハラスメント】

セクシュアルハラスメントとは、性的な発言や行為によって、相手を不快な気持ちにさせたり、相手を傷つけることなどがあります。

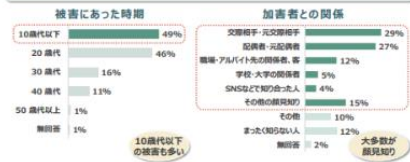
どんなことがセクシュアルハラスメントになるの？



- 発言や行為をした本人にはそのような意図がなくても、相手が不快に感じればセクシュアルハラスメントになります。
- 異性だけでなく同性間でも起こります。

性暴力は身近なところで起こっています

無理やり性交をされたことがある人のうち、被害にあった年齢は、10歳代以下も多くあります。加害者との関係は、周囲のある人からの被害が大多数を占め、まったく知らない人からの被害は12%です。



※全国若くして性被害を受けた女性に対する調査結果（平成27年度）
※被害にあった年齢は、10歳代以下が最も多く、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代以上と続きます。
※加害者との関係は、交際相手・元交際相手が最も多く、同僚・先輩・元同僚・後輩、職場・アルバイト先の関係者、客、学校・大学の関係者、SNSなどで知り合った人、その他の関係者、その他、まったく知らない人、無回答が続きます。

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつつていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切にする 相手を大切にする 暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・



SNSの危険性
事例①

考えてみよう

補足資料

高校生のAさん（男子）は最近、SNSを通じて、Bさんという同じ趣味をもつ同年代の女友達と出会いました。

Aさんは、SNSを通じて知り合った女友達のBさんから、今度実際に会おうと誘われました。趣味も同じで同級生だと思っていたのに、会ってみたらかなり年上の男性でした。最初は親切に食事をごちそうしてくれましたが、別れ際に強引に車に乗せられて、連れ去られそうになってしまいました。

でも、SNSで知り合った人と会っていたことを親に知られたら怒られると思い、誰にも相談することができませんでした。

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からあられる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 脅る、罵るといった体に対する暴力だけでなく、相手にバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな言い込みをしていますか？

● 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。

● 脅る、罵るといった体に対する暴力だけでなく、相手にバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

ひとりで抱え込まずに話してみよう

相談先

もし、性暴力にあててしまったら、友達が性暴力にあつたら、性暴力を目撃したら、ひとりで抱え込まずに、だれかに話してみよう。もし、周りの人に話せないときは、あなたを助けてくれるところがあります。

信頼できる人に話そう

- 担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラー
- 保護者、その他の身近な人 など

あなたを助けてくれるところ

性暴力相談センター（全国共通）
（全国共通）
#8991

性暴力相談センター（全国共通）
（全国共通）
#8103

性暴力はどうして起こるの？

性暴力は、お互いの関係が対等でない場面で起こりやすくなります。

- 先輩・後輩など、相手と上下関係がある場合だけでなく、同級生同士でも相手と対等な関係ではなくすることがあります。
- もし、相手の行為をいやだと感じて、相手に通達して自分の意見を言えなくなってしまったときは、対等な関係ではないと言えます。



自分の気持ちを大切にすると同時に相手の気持ちも尊重しましょう。

デートDV
事例①

考えてみよう

補足資料

Aさん（女子）とBさん（男子）は、高校の部活の先輩後輩です。

Aさんは、高校の部活の先輩のBさんから、夜に近所の公園に呼び出されました。Aさんは夜に公園で会うことが心配だったので断れず、会いに行きました。2人で話をしていたら、BさんがAさんに突然キスしようとしてきました。

Aさんはキスしたいと思っていないで、いやな気持ちになりました。でも、先輩に嫌われたくないと思い、いやだと言えませんでした。

生命（いのち）の安全教育の実施

「性に関する指導」と関連する特別活動の内容

小学校 学級活動（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

中学校 学級活動（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応

心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする事。

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

高等学校 ホームルーム活動（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

エ 青年期の悩みや課題とその解決

心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする事。

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

生命（いのち）の安全教育の実施

生命（いのち）の安全教育の実施のために

文部科学省実践事例集

文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



埼玉県授業実践事例

埼玉県教育委員会 生命（いのち）の安全教育HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/inotino-anzen/inotinoanzen.html>

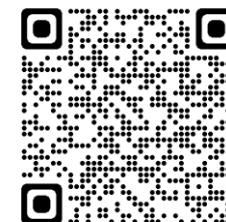
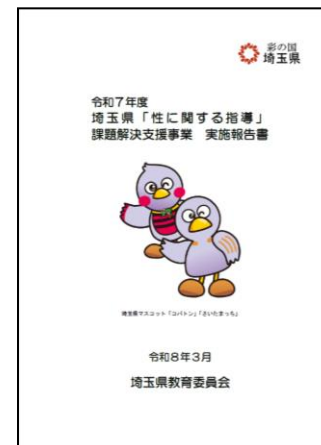
埼玉県教育委員会HP
二次元コード



埼玉県「性に関する指導」実践事例集

「性に関する指導」と「生命（いのち）の安全教育を関連させた指導事例を掲載

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/seinikansurushidou.html>



生命（いのち）の安全教育の実施

生命（いのち）の安全教育

埼玉県教育委員会では、児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように、生命(いのち)の安全教育を推進しています。

生命（いのち）の安全教育とは

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、生命を大切に
する考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度などを、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

生命（いのち）の安全教育 年代別授業事例紹介

本県の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における 生命（いのち）の安全教育の授業実践事例を紹介します。

校種別	学校名	学年とタイトル	備考
幼稚園			
小学校	入間市立高倉小学校 	4年「体の発育・発達」	令和7年度「性に関する指導授業研究会」
中学校	加須市立昭和中学校 	3年「健康な生活と疾病の予防」	令和6年度「性に関する指導授業研究会」
	志木市立志木中学校 	1年「心身の機能の発達と心の健康」	令和5年度「性に関する指導授業研究会」
	所沢市立所沢中学校 	1年「心身の機能の発達と心の健康」	令和4年度「性に関する指導授業研究会」
高等学校	県立北本高校 	2年「生涯を通じる健康」	令和5年度「性に関する指導授業研究会」
	県立和光国際高校 (1)  (2) 	2年「生涯を通じる健康」	令和4年度「性に関する指導授業研究会」
特別支援学校			

埼玉県教育委員会HP
二次元コード



※ 生命(いのち)の安全教育の事例をHPに掲載します。事例提供の御協力をお願いいたします。

保健教育の参考資料

↓ 最新版 ↓

平成 22 年度文部科学省委託事業
「性に関する教育」普及推進事業報告書

知識を活用した保健学習 —性に関する指導編—



平成 23 年 2 月
埼玉県教育委員会

知識を活用した保健学習
—性に関する指導編—
平成23年2月 埼玉県教育委員会

平成 23 年度文部科学省委託事業
「性に関する指導普及推進事業」報告書



知識を活用した保健学習 —感染症編—



平成 24 年 2 月
埼玉県教育委員会

知識を活用した保健学習
—感染症編—
平成24年2月 埼玉県教育委員会



保健教育指導参考資料

なるほど! 保健の授業づくり —令和4年度発行—



令和 5 年 3 月
埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会

なるほど! 保健の授業づくり
—令和4年度発行—
埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会

妊娠・不妊に関する知識の普及啓発冊子

『願うときに「こうのとりの」は来ますか?』

(埼玉県保健医療部健康長寿課 作成)

不妊に関する県の相談窓口

■埼玉県不妊専門相談センター

不妊や不育症に関する医学的・精神的な相談が口頭またはメールで受けられます。

- 所在地 埼玉県医科大学総合医療センター内(本町)
- 電話番号 049-228-3674 毎週火・金曜日 午後2時～4時半
- 受付時間 毎週火・金曜日 午後4時～5時半
- ※ 受付時間外はメール相談が受けられます。

■妊娠希望相談窓口「にんしんSOS埼玉」

予期せぬ妊娠に悩む「あった」と思っていたらなかった全くの偶然。男の子の生活・メール相談は随時受け付けています。

- 所在地 さいたま市 049-234-5100 毎日午後4時～午後10時(相談受付16時)
- メール相談 sdsan@sns.saitama.jp 24時間受付(24時間受付の時間帯は異なります)

■不妊・不育症・妊娠に関する電話相談

(一財)埼玉県社会福祉会に所属する社会福祉協議会が担当します。

- 電話番号 048-739-3613
- 受付時間 平日月・金曜日 午前10時～午後3時
- 第1・3土曜日 午前11時～午後3時、午後4時～7時
- ※ 県民センター、不妊を希望する女性の相談に関する相談を行っています。

不妊治療費助成制度があります

県には身体障害や難病等に関する県民の医療費助成制度があります。
詳しくは保健医療部のホームページをご覧ください。

出前講座をご活用ください

この冊子を活用した出前講座を開催しませんか?
ぜひ、企業や学校・大学・専門学校・就職・教育委員会等へご活用ください。
詳しくは県民センターのホームページをご覧ください。

埼玉県「こうのとりの」大使に

ダイヤモンド☆ユカイさんが就任しました

県民へ生活の知恵として県ホームページ等で情報発信してもらいます。
詳しくは県民センターのホームページをご覧ください。

監修

埼玉県医科大学産婦人科教授 埼玉県産科医療協議会理事 石原 謙
徳島医科大学総合病院産科主任教授 岡田 弘
埼玉県助産師会会長 佐藤 生輝 産科相談士
埼玉県助産師会会長 佐藤 生輝 産科相談士

発行

埼玉県保健医療部 健康長寿課
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区 高砂3-15-1
電話 048-830-3761 FAX 048-830-4854

埼玉県 母子保健 検査



HBC 7月

「願うときに
こうのとりの」
は来ますか?



私たちが
解説
します

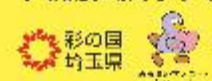


みんなに知ってもらいたい
妊娠・不妊のこと

(不妊の原因は女性? 男性?)
(不妊と年齢の関係は?)

中高生・大学生にも
今から知ってほしい

県民から
社会たちへのメッセージ



(一般社団法人日本家族計画協会 2021年05月01日)

4c 3d

情弱



研究代表者：公益社団法人日本看護協会理事 奥田 孝子
研究分野：一般看護法人日本看護協会 社会委員会 北村 裕子
研究の目的：看護の歴史を学ぶことは看護職員の素養向上に役立つ（奥田 孝子）と期待されている。しかし、看護の歴史を学ぶことは、看護職員の素養向上に役立つ（奥田 孝子）と期待されている。しかし、看護の歴史を学ぶことは、看護職員の素養向上に役立つ（奥田 孝子）と期待されている。

埼玉県教職員MOTTO（モットー）

未来を創る、こどもたち。

未来を育てる、わたしたち。

～未来への責任～

子供たちの
明るい未来に
つながる
保健教育を・・・



埼玉県マスコット「コバトン」